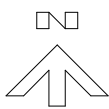


特 記 仕 様 書		項 目	特 記 事 項
Ⅰ 工 事 概 要		１７）電気保安技術者	・適用する
１ 工 事 名		１８）条件明示事項	火災保険等
２ 工 事 場 所		１９）建設機材	原則として、排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型を使用すること。なお、建設機械の借入れに当たっては、市内業者を優先的に配慮するよう努めるものとする。
３ 工 事 種 目		２０）工事を中止する場合の安全対策	草加市建設工事請負契約款第２０条の規定及びその他の理由で工事を中止する場合は、受注者の責務において工事用地等の安全を確保するものとする。
（１）建築工事一式 （２）機械設備工事一式		２１）その他	受注者は、受注時又は変更時の工事請負代金額が５００万円以上の工事について、受注・変更・竣工・訂正時に工事実績データを作成し、監督員の確認を受け工事実績情報システム（CORINS）に登録申請しなければならない。 〔受注時は契約日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内、変更時は登録内容の変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内、竣工時は完成日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内、訂正時は速やかに登録申請しなければならない。なお、変更時と竣工時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。〕 また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。 ア．受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。 イ．受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。 受注者は、下請負者がいる場合は建設業退職金共済制度に基づき、建設業退職金共済証紙購入状況報告書及び実績報告書を提出すること。 また、現場事務所、工事現場の出入口の見やすい場所に適用標識（シール）を掲示すること。 ただし、下請負者がこれと同等の制度などに加入している場合は除く。 請負代金額４、５００万円（建築工事一式である場合にあっては９千万円）以上の建設工事現場に置く主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について、次のとおりとする。 ア．現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 イ．検査終了後の期間 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
Ⅱ 工 事 仕 様		２ 仮設工事	○ 設置しない ・ 設置する 構造 ・ 単管下地（ ） H＝ m 、 L＝ m程度 ・ そ の 他（ ） L＝ m程度
１ 共 通 仕 様		１）仮 囲 い	※手すり先行足場 足場を設ける場合、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ 外部足場 ・ 設置しない ・ 設置する（ ・ 図示 ） ・ 材料、撤去材等の運搬方法 種別（ ・ A種 ） ・ そ の 他（ ） 防護シート等による養生 ・ 行わない ・ 行 う（ ） 墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」による。 ・ フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。
２ 優 先 順 位		２）足場その他	・ 設置しない ○ 設置する 〔寸法（縦×横）１４００×１１００程度 色及び字体等は、十分協議の上、作成する〕
３ 特 記 仕 様		３）工事看板	・ 利用できない ○ 利用できる （ ・ 有償 ○ 無償 ）
項 目	特 記 事 項	４）工事用水	・ 利用できない ○ 利用できる （ ・ 有償 ○ 無償 ）
		５）工事用電力	・ 利用できない ○ 利用できる （ ・ 有償 ○ 無償 ）
		６）障害物の処理	工事の施工上、撤去・移設を要する軽微なものは、本工事に含む。
		７）安全対策	本工事においては、施設利用者等に対する安全に万全を期するものとし、安全上必要と思われるもの及び監督員の指示があったものは、速やかに対処すること。
		３ 建築改修工事	使用する材料については、ホルムアルデヒド放散量Ｆ☆☆☆☆以上を使用すること。 使用する接着剤はホルマリン不検出のものとする。なお接着剤に含まれる可塑剤は難揮発性とし、ホルムアルデヒド放散量Ｆ☆☆☆☆以上を使用する
		４ 機械設備改修工事	機器等の固定方法は、メーカー標準仕様の方法とする。 施工に先立ち、現況を十分に調査・確認すること。 本工事に伴い不要となる配管等は、全て撤去・処分すること。 新設給排水管については、既存配管に接続するものとする。
		１）衛生器具設備及び給排水設備工事	飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。 水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとする。 また、検査項目は、省略不可項目（１１項目）及び残留塩素とし、その結果は、監督員に提出するものとする。
		２）検査及び試験	本工事は、草加市営繕工事における「週休２日制モデル工事（現場閉所型（完全週休２日Ⅰ型）」）の試行対象工事である。 なお、実施に当たっては『草加市営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領』に基づくため、事前に草加市ホームページを確認すること。 草加市ホームページ https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1206/PAGE0000000000000084095.html
		５ その他	本工事は、受注者が希望する場合、契約締結後の受発注者間の協議のに基づき、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するシステム（工事情報共有システム）を活用することができる工事である。なお、実施に当たっては『草加市営繕工事情報共有システム試行要領』に基づくため、事前に草加市ホームページを確認すること。
		１）週休２日制モデル工事	ａ）製作・施工に先立ち、施工図等を作成し監督員の承諾を得てから製作・施工すること。 ｂ）工事に先立ち、施設管理者に対し施工及び材料について十分な説明を行うこと。また必要に応じて近隣住民への説明を行うこと。 ｃ）工事施工中の各段階において、騒音・振動・粉塵等による影響を周辺に及ぼさないよう、適切に養生を行い周辺環境の保全に努めること。 ｄ）工事に際しては、施工箇所の内外の後片付け及び清掃を確実に行うこと。 ｅ）平日は、保育園の駐車場は、使用できないものとする。 ｆ）園児がいる中での工事であるため、工事の進め方にあたっては、施設関係者と十分な打合せを行い、施設運営に支障がないようにすること。 ｇ）作業に伴い、破損が生じた場合の復旧は本工事に含むものとする。
項 目	特 記 事 項	備 考	工事名 さかえ保育園 １階建具及び２階遊戯室手洗い流し改修工事 設計図
			図面番号 図面名称 特記仕様書
		1	S c a l e 設 計 年 月 課 長 課長補佐 係 長 照 合 担 当
			N.S 令和8年（2026年）7月
			草加市総合政策部公共建築課
項 目	特 記 事 項	1 5）写 真	・ 工程写真 着工前及び工程順に撮影し、整理後提出する。 部数 （ １ 部） サイズ （電子版又はカラーサービス版）
		1 6）設計 G L	・ 図示 ○ 設計 G L＝現況 G L ・ その他（設計 G L＝ ）
		1 1）規格品等	規格品（ J I S ・ J A S ）がある材料は優先的に使用する。なお、規格品の改訂及び変更が生じた場合は、監督員と協議する。
		1 1）協力業者の選定	協力業者は、市内業者を優先的に配慮するよう努めるものとする。
		1 2）養 生	既存部分で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行う。損傷を与えた場合は速やかに監督員に報告するとともに、受注者の責任において、復旧工事を行うこと。
		1 3）諸官庁届出	本工事に係わる諸官庁への届出は速やかに行うこと。なお、諸費用は本工事に含むものとする。
		1 4）完成図等	完成図〔黒表紙、金又は白文字にて製本（サイズ A 4 版）〕 部数 （ 部） ○ 作成しない ・ 作成する 完成図〔黒表紙・白文字で二つ折り製本（サイズ A 1 又は A 2 版）〕 部数 （ 部） ○ 作成しない ・ 作成する 完成図〔黒表紙、白文字で二つ折り製本（サイズ A 3 縮小版）〕 部数 （ 部） ○ 作成しない ・ 作成する 完成図〔電子媒体（ C D - R 又は D V D - R ）に C A D データ+画像データ（ T I F F、J P E G 等）記録したもの一式〕（2部） ・ 作成しない ○ 作成する 保全に関する資料 ・ 提出しない ○ 提出する 部数 （ １ 部） 完成写真 ○ 提出しない ・ 提出する 部数 （ 部） サイズ （電子版又はカラーサービス版（黒表紙、金文字）） ・ なお、これら完成図等については、工事完成後速やかに提出すること。
		1 5）写 真	・ 工程写真 着工前及び工程順に撮影し、整理後提出する。 部数 （ １ 部） サイズ （電子版又はカラーサービス版）
		1 6）設計 G L	・ 図示 ○ 設計 G L＝現況 G L ・ その他（設計 G L＝ ）

工事場所：草加市松原一丁目3番1号（さかえ保育園）



案内図 S=Noscale

凡 例



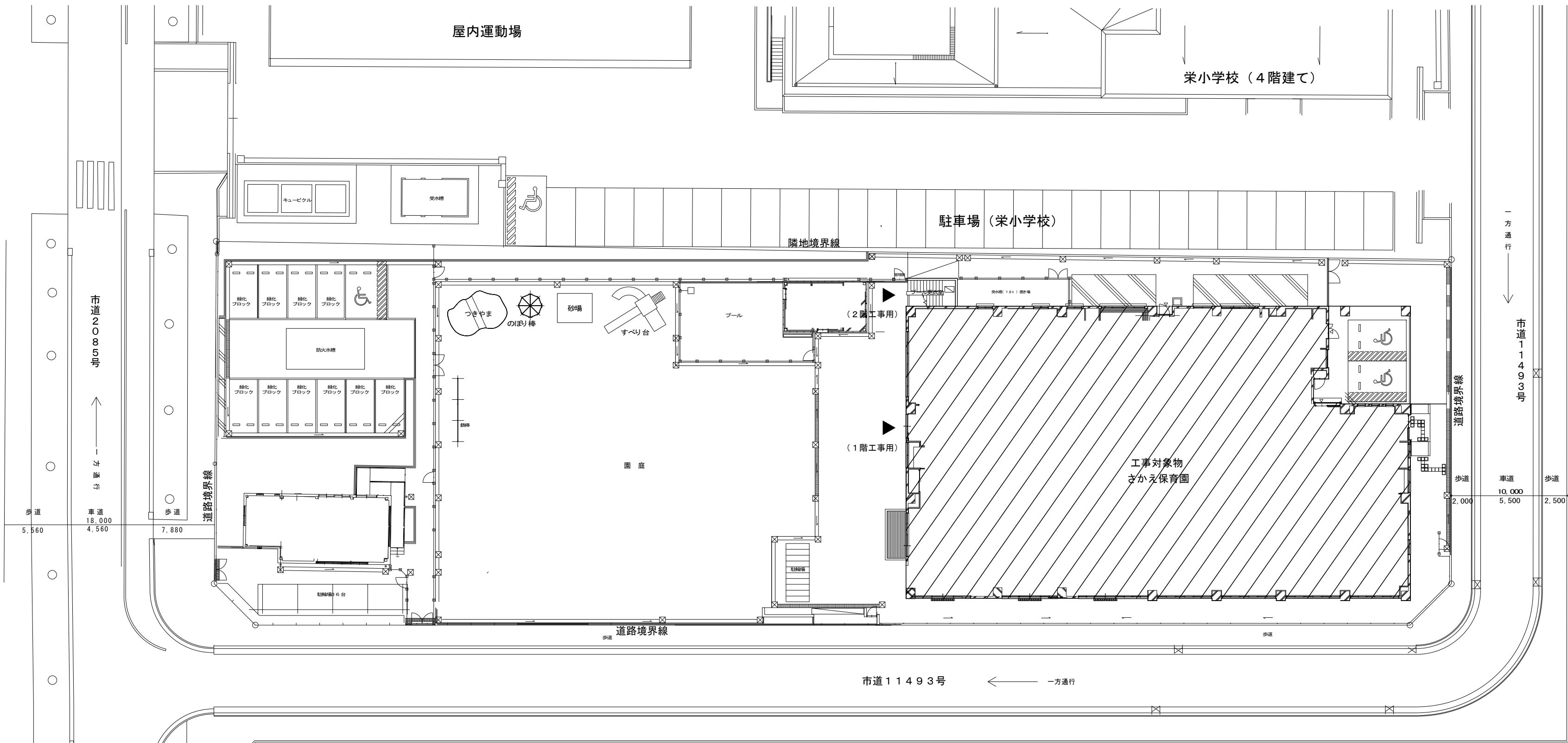
： 工事対象建物



： 工事関係者出入口

特記事項

1. 床養生及び清掃すること。
2. 材料搬入時は、事前に、保育園と打合せを行うこと。
3. 工事開始前に、施設・監督員と協議を行い施設の運営や行事に関しては配慮すること。
4. 立入禁止区域及び安全対策等について、適宜掲示を行うこと。
5. 工事施工範囲については、適正に管理を行うこと。
6. 工事期間中も、工事範囲外の他部屋及び施設内・園庭・駐車場等を関係者が使用するの
ので、工事範囲内と範囲外との区別を徹底し、安全に十分配慮することは勿論、不用意
に園児及び施設利用者が工事範囲内に侵入しないよう十分管理を徹底すること。



配置図 S=1/300

工事名 さかえ保育園 1 階建具及び 2 階遊戯室手洗い流し改修工事 設計図

図面番号

図面名称 案内図・配置図

2

S c a l e

設 計 年 月

課 長

課長補佐

係 長

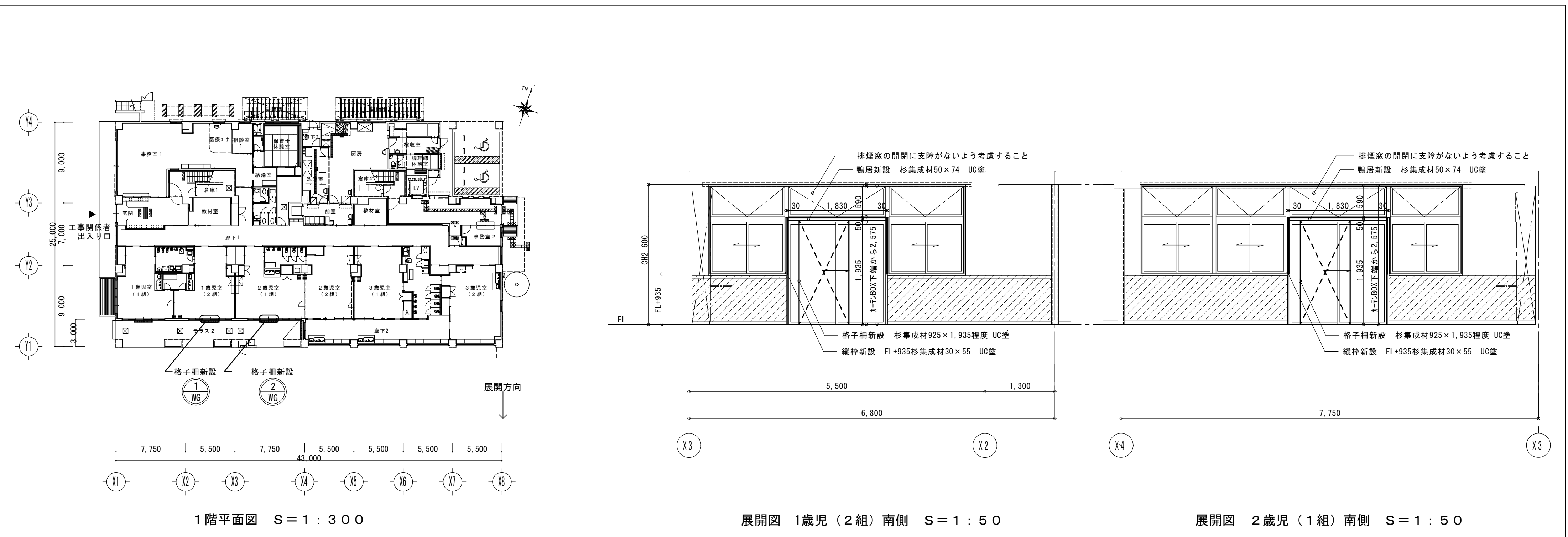
照 合

担 当

図示 (A2)

令和8年(2026年)7月

草加市総合政策部公共建築課



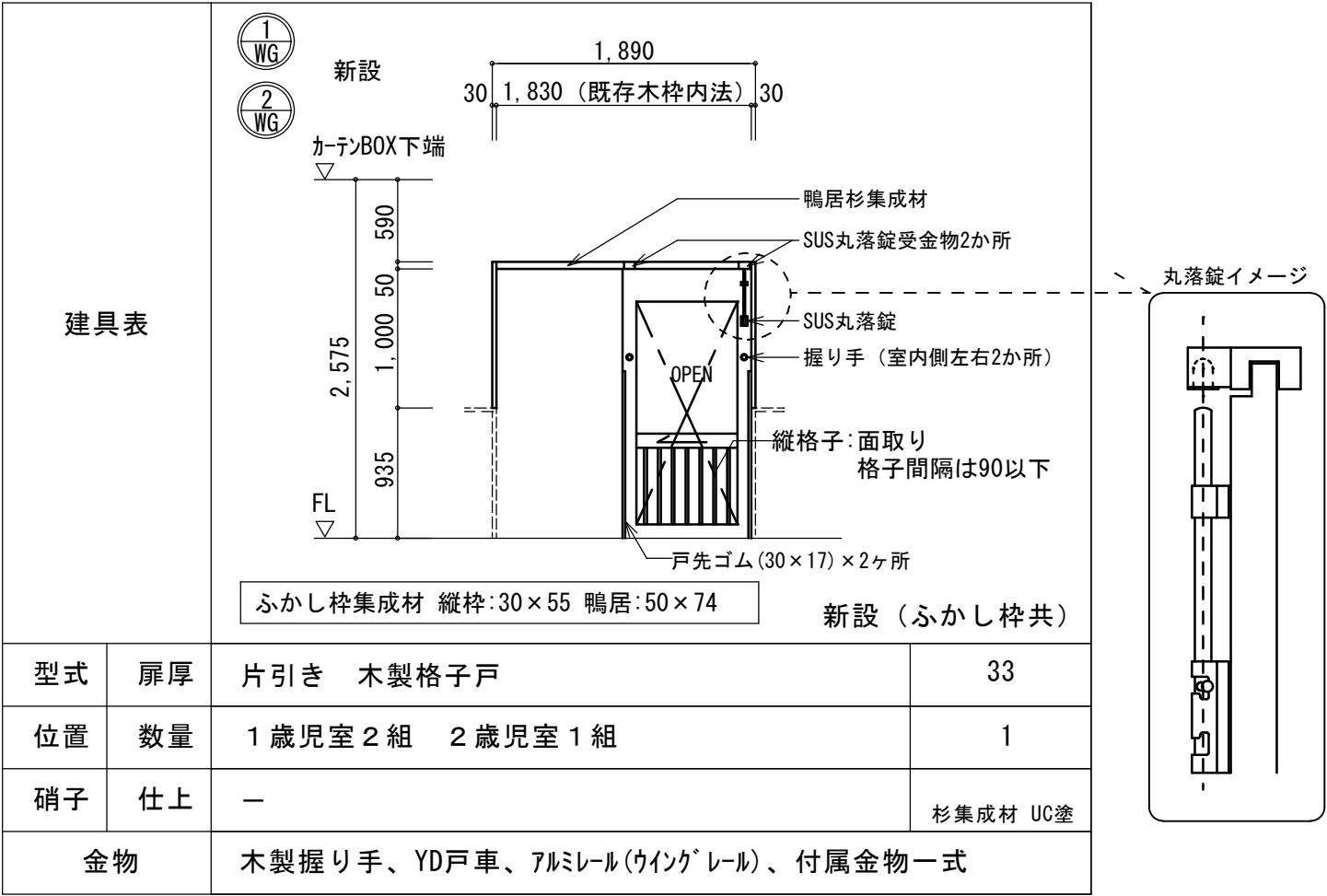
工事内容

- ・さかえ保育園1歳児室（2組）及び2歳児室（1組）の南側掃き出し窓に格子柵・ふかし枠を新設する。
- ・格子柵及びふかし枠は杉集成材UC塗りとする。
- ・格子柵は引違いアルミ建具の左右どちらにも固定ができるよう丸落錠を設置する。
- ・引手は木製の握り手を左右2か所に設置する。
- ・戸先ゴムは園児の指はさみを防止するためCRスポンジ30×17mmとする。
- ・レールは施工が容易な後付けタイプとする。
- ・鴨居に木材を設置し、錠付属のプレート（14mm穴付き）を設置
- ・レールは施工が容易な後付けタイプとする。

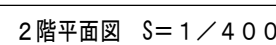
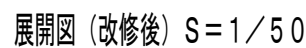
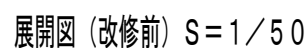
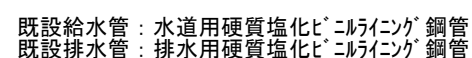
【金物類参考仕様】

丸落錠	トラスコ中山(株) TMO-450S
丸落錠受金物	SUS製錠付属のプレート（14mm穴付）
握り手	(株)シロクマ CW-1 キノコフック
戸先ゴム	ホクショー(株) CRスポンジ PS-12
レール	安田(株) ウイングレール35DS 脱輪防止レール シルバー
戸車	安田(株) YD戸車 ベアリング入 車ジュラコン 枠SUS304

※上記仕様と同等程度のものを使用すること。



工事名	さかえ保育園1階建具及び2階遊戲室手洗い流し改修工事 設計図					
図面番号	図面名称 1階平面図 建具表 展開図1歳児（2組）・2歳児（1組）					
3	Scale	設計年月	課長	課長補佐	係長	照合担当
	図示（A2）	令和8年（2026年）7月				
草加市総合政策部公共建築課						



図面番号		図面名称							2 階平面図 平面詳細図・展開図・断面図（改修前・後）				
4	S c a l e		設 計 年 月		課 長	課長補佐	係 長	照 合	担 当				
	図示（A2）		令和8年(2026年)7月										
草加市総合政策部公共建築課													